

○ 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の概要

○ 目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る。

○ 概要

(1) 構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成

(2) 役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施
- ・ 上記の本来の役割に加え、離職者の居住の安定確保も推進

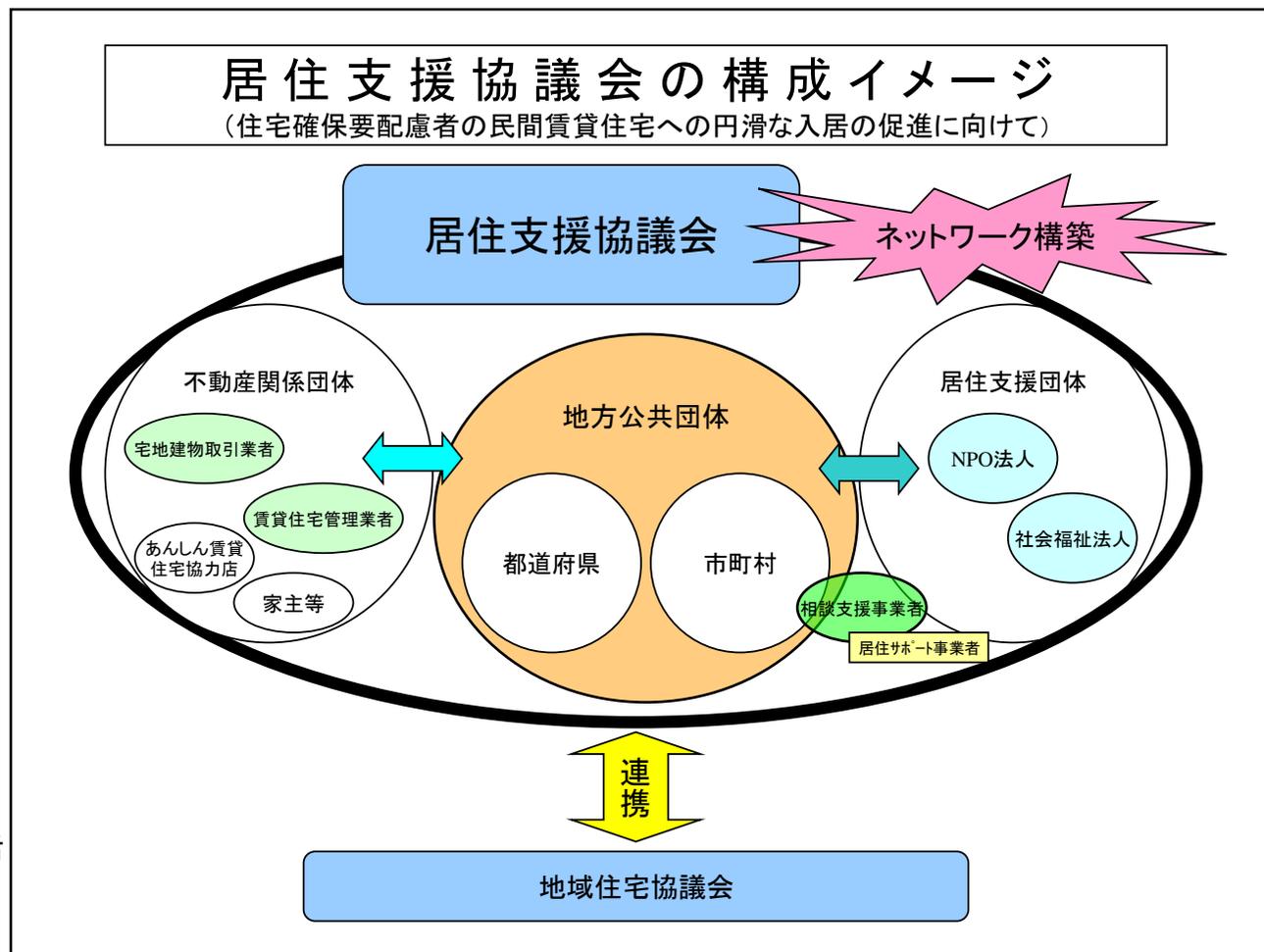
(3) 経緯

- ・ 平成19年7月に施行された住宅セーフティネット法第10条に規定
- ・ 愛知県及び福岡市で設置済み
- ・ 愛知県においては、離職者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を推進

(4) 平成22年度予算案

- ・ 民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を行う居住支援協議会に対する支援制度を創設する

【限度額】1協議会当たり1,000万円



○ 愛知県における居住支援協議会を活用した取組み事例

○ 概要

平成20年度に、住宅セーフティネット法第10条に基づく居住支援協議会を設置（平成20年9月12日に第1回開催。以降現在まで4回開催）。

○ 主な取組み事例

- ① 離職者の居住の安定確保につき、就職安定資金融資事業や公営住宅の入居対策等の新しい情報の関係者による速やかな共有（平成20年12月～）。
- ② 社員寮等の退去を余儀なくされた者の入居相談を受け付ける仲介事業者を愛知県に登録させ、その店舗の情報をハローワークや市町村等に対して提供。

【参考】登録仲介事業者が離職者等に賃貸住宅を仲介契約した実績（平成21年6月現在）

登録店舗数	うち仲介実績調査に回答をいただいた店舗数	平成21年1月～6月計			
		仲介契約件数			一店舗当たりの平均契約件数
		失業者	生活保護 (失業者を除く)	合計	
165	147	1,386	1,209	2,595	17.7

○ 構成

関係事業者団体

(社)愛知県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会愛知県支部 (社)不動産流通経営協会中部支部
 (財)日本賃貸住宅管理協会東海支部 (社)愛知県共同住宅協会

居住支援団体等 県内市町村

(社福)愛知県社会福祉協議会 (財)愛知県国際交流協会 愛知県住宅供給公社
 市長会長の市(半田市) 町村会会長の町村(幸田市) 政令市(名古屋市)
 中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市) 特例市(一宮市、春日井市)

県関係課室

地域振興部国際課多文化共生推進室 健康福祉部地域福祉課 児童家庭課 子育て支援課 高齢福祉課 障害福祉課
 産業労働部労働政策課 労働福祉課 就業促進課 建設部建設業不動産業課 住宅計画課 公営住宅課県営住宅管理室

オブザーバー

国土交通省中部地方整備局 厚生労働省愛知労働局 (独)都市再生機構中部支社